

2020年4月10日
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平
担当ワーキンググループ主査 錦澤 滋雄

環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ
⑤人権、ステークホルダー、ジェンダーに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2020年3月13日（金）14：00～17：31
- ・場所：JICA 本部（1階 111会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、木口委員、作本委員、柴田委員、田辺委員、錦澤委員、長谷川委員、村山委員、山岡委員
Skype参加：織田委員、林委員
（長谷川委員はメール審議にて参加）
- ・議題：環境社会配慮ガイドライン包括的検討⑤人権、ステークホルダー、ジェンダーについての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) 【事前配布資料】環境社会配慮 GL 包括的検討⑤人権、ステークホルダー、ジェンダー
 - 2) 回答表

全体会合（第112回委員会）

- ・日時：2020年4月10日（金）14:00～17:33
- ・場所：Skype 会議

上記の会合にて助言を確定した。

助言

【5.1 人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否】

1. 円滑かつ包摂的な環境・社会配慮レビューを行う上で、国際的人権基準の尊重の理念に基づき社会的に弱い立場にあるものを例示することが望ましく、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等を環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）に追加することが考えられるが、本文あるいはFAQのどちらに記載するかは整理が必要。
また、これらの社会的脆弱性間の複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。なお、現行の JICA GL では人権に関する記述がいくつかの項目に分散している傾向にあるため内容を整理した方がよいという意見もあった。
2. 特に民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるという意見があった。

【5.2 ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否】

【5.3 ステークホルダー分析の実施】

3. ステークホルダーエンゲージメントについては、案件形成の早期の段階でのジェンダー別や社会的脆弱性等の要素を考慮したステークホルダー分析を通じたステークホルダーの特定、ステークホルダーの特性に応じた双方向のコミュニケーション方法の採用、記録作成といった、意味ある参加を担保するための方法論を体系化して整理すべき。
4. 必ずしも世界銀行のステークホルダーエンゲージメントプラン（SEP）と同様の文書作成を求める必要はないが、例えば SEP を参考に、ステークホルダーエンゲージメントの実行における重要な実施項目をガイドラインの本文や FAQ に含めることが考えられる。特に、JICA が協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合、及び、RAP に SEP の内容を含めることで代用しようとする場合には、SEP と同等の内容を確保することが重要であるとの意見もあった。
5. 苦情処理メカニズムの対象は非自発的住民移転対象の人々やコミュニティに限るのではなく、環境影響および非自発的住民移転以外の社会影響に関するステークホルダーも対象として JICA GL に定めておくべきであり、また、国・地域の状況を踏まえつつ、被影響住民を代表する者あるいは第三者が苦情処理に関与することが望ましい。
6. ステークホルダーの区分については世界銀行 ESS 10 と JICA GL では同じことを違う切り分け方或いは異なる表現で示している。そのため ESS10 における project-affected parties と other interested parties の区分については使いやすさ、理解のしやすさの観点からの参照資料とし、必要に応じて JICA GL におけるステークホルダー区分の定義を再検討すべき。その際は現行の JICA GL において現地ステークホルダーに対し、よ

り手厚いエンゲージメントを求めていることにも注意すべき。

以 上